

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）等の概要

令和 5 年 2 月
消費者庁消費者制度課

趣 旨

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和 4 年法律第 105 号。以下「新法」という。）の一部の施行に伴い、以下の所要の措置を講ずるもの。

概 要

1. 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）

(1) 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成 17 年政令第 146 号）の改正

「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令」で定める法律に、新法を追加することとする。

(2) 消費者契約法施行令（平成 19 年政令第 107 号）の改正

消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 13 条第 5 項第 1 号及び同項第 6 号イの規定に基づく適格消費者団体の欠格事由に係る政令対象法律に新法を追加することとする。

(3) 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令（平成 27 年政令第 373 号）の改正

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）第 65 条第 6 項第 1 号及び同項第 3 号イの規定に基づく特定適格消費者団体の欠格事由に係る政令対象法律等に新法を追加することとする。

2. 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第四条第四号の内閣府令で定める方法を定める内閣府令（案）

新法第 4 条第 4 号の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法その他の個人が寄附をするか否かについて相談を行うために法人等以外の者と連絡する方法として通常想定されるものとする。

一 電話

二 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法

3. 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について（案）

新法に基づく消費者庁長官の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項の規定による処分基準等を整備することとする。

以上